

令和7年度（2025年度）台湾への輸出促進総合支援事業業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）台湾への輸出促進総合支援事業業務委託

2 目的

これまで本県は、非関税障壁の低さや地理的な優位性等から、香港を主要輸出ターゲット市場の一つとして取組みを進めてきた。しかしながら近年、香港は中国との関係におけるカントリーリスクの高まりや、日本製品の市場競争の激化が懸念されている。そのため、今後は、非関税障壁が比較的高い国・地域（新規国等）においても、輸出の伸びしろがある特産品等を中心として、市場開拓を加速化し、輸出拡大を図る必要がある。

本県では、令和3年（2021年）10月に半導体受託製造最大手である台湾のTSMC進出が決定して以降、航空路線の就航や商工業分野での交流等、経済的な結びつきが強まっており、台湾への食品輸出に関心を持つ県内事業者が増加している。

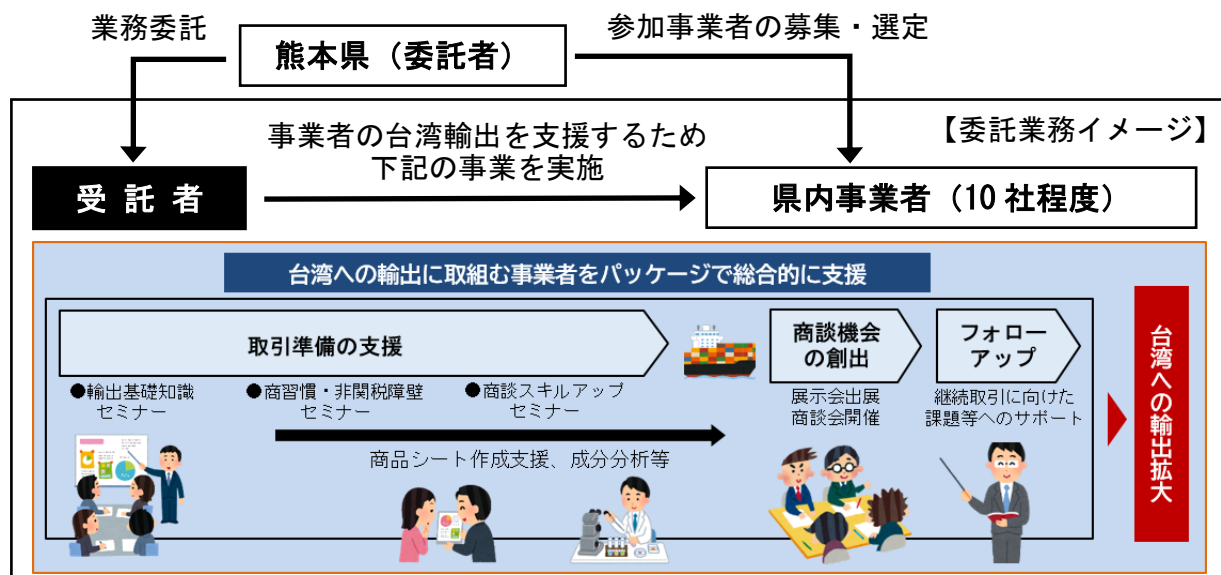
また、台湾は距離的に近く（輸送コストが低く、輸送時間による商品の鮮度保持や賞味期限などに優位性）、親日でもあり（日本食が人気、定着）、半導体等製造業の発展により富裕層が増加傾向であることから、新たなターゲット市場として極めて魅力的である一方、食料自給率が高いこともあり、残留農薬基準や成分開示要求など輸入規制が非常に厳しく、それらの規制に対応した取組みが求められる。

本事業では、台湾への輸出に向けた準備としての非関税障壁や商習慣、商談スキル向上等に係るセミナーや、商品シート・PR資材の作成支援、成分分析・残留農薬検査等への支援を行うとともに、現地での商談会等開催を通じた商談機会の創出、商談後のフォローアップまでを総合的に支援することで、台湾への輸出拡大を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

4 業務内容



(1) 取引準備の支援

① 台湾への輸出準備に係るセミナーの開催

- ・台湾の輸出環境（輸出に当たりクリアすべき非関税障壁や現地商習慣等）学習や、商談スキル向上等に資するセミナーを開催すること。
- ・セミナーの回数は全3回程度を想定している。
- ・セミナーの内容や回数等、委託者と協議のうえ、事前に開催計画を作成・提出すること。
- ・セミナーはリアルでの開催を基本とするが、参加事業者や講師の所在地、セミナー内容等に応じ、委託者と協議のうえ、オンラインでの開催も可能。
- ・セミナー講師は、セミナーの各テーマについて熟知し、自身の経験を元に語れる者を選定すること。コンサルタントや検査機関、商社等、各テーマに応じて、内容に精通する業界関係者等を選定することが望ましい。なお、選定にあたっては、事前に委託者と協議すること。

② 成分分析・残留農薬検査及び商品ラベル作成支援

- ・商談会に参加を希望する事業者の商品（輸出希望商品）について、台湾の輸入制限に対応するため必要となる成分分析や残留農薬検査（検査等）を実施すること。
- ・検査等の費用の1/3は受託者が参加事業者から徴収し、残額の2/3は委託料の中で賄うこと。なお、検査等は10社×3品目程度を予定している。
- ・輸希望出商品に使用する、台湾の規制に対応した商品ラベル作成を支援すること。

③ 食品安全規制等に即した商品開発・改良への助言

- ・台湾の食品安全規制等（原材料成分表示及び残留農薬規制を含む）に合致した商品開発・改良に取り組む事業者へ助言を行うこと。

④ 商談会シートや販促グッズ等の作成支援

- ・台湾輸出向けの商談会シートのひな型（日本語）を準備すること。なお、新たに作成する必要はなく、既存のものでも構わない。
- ・輸出希望商品の商談会シート作成について、より効果的なものとなるよう事業者を支援すること。また、必要に応じて台湾現地の言語に翻訳すること。
- ・台湾輸出向けに本事業以外でも今後使用できる商談会シートとなるよう、必要なアドバイス等を行うこと。

(2) 台湾における商談会の開催

① 商談会の開催

- ・台湾において商談会を実施すること。
- ・バイヤーの選定にあたっては、事前に委託者と協議すること。
- ・商談を行う事業者の通訳者や、商談の記録者等、商談会の運営に必要な人員体制を構築すること。
- ・商談会に事業者が参加できない場合、事業者に代わって商談を行うこと。

② 試食用サンプルの手配及び輸送

- ・商談会で使用する輸出希望商品の試食用サンプルを事業者から手配すること。
- ・試食用サンプル等の輸送、通関手続及び現地検品等を行うこと。なお、当該一連の手続きについては、委託者と十分協議を行うとともに、確実な輸送計画を事前に作成・提供すること。

(3) 商談後の支援（フォローアップ）の実施

- ・商談会実施後、成約に向けた継続的な事業者支援を行うこと。
- ・支援の内容は、バイヤーからの指摘等を踏まえた商品の改善支援や商談後の継続したバイヤーとのやり取り等の支援、今後の台湾向け輸出を見据えた商品力・提案力の向上に向けたアドバイス等を想定している。

5 成果物等

本業務の成果物等は次のとおりとし、紙媒体で1部及び電子データで提出。

- (1) 業務完了報告書（様式は別途定める）
- (2) 成果報告書（様式任意、内容は次のとおり）
 - ① 事業の結果概要（記録写真含む）
 - ② 商談後のバイヤーの反応
 - ③ 委託業務に関するまとめ、課題・考察等
 - ④ 輸出拡大を図るための提案
 - ⑤ その他、成果報告書の内容として妥当と思われる事項

6 著作権に係る留意事項

- (1) 作成に当たり、第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに作成、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

7 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 その他

- (1) 契約締結後、本業務のスケジュールを明確かつ詳細に作成すること。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合会等に担当者等を出席させること。
また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。
- (3) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて熊本県と協議し実施すること。